

工事成績評定の考査項目別運用表（水道工事）

工事名 : _____
 [記入方法] 該当する項目の□に√マークまたは、■を記入する。

別紙-2①
 (課長・係長)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	②工程管理	<input type="checkbox"/> 工程管理が適切である。 <input type="checkbox"/> 工程管理がほぼ適切である。 <input type="checkbox"/> 他の事項に該当しない場合。 <input type="checkbox"/> 工程管理がやや不備である。 <input type="checkbox"/> 工程管理が不備である。				
		[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 <input type="checkbox"/> その他 （理由： _____） ※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e 評価を行う。				
		a	b	c	d	e
3. 安全対策	③安全対策	<input type="checkbox"/> 安全対策が適切である。 <input type="checkbox"/> 安全対策がほぼ適切である。 <input type="checkbox"/> 他の事項に該当しない場合。 <input type="checkbox"/> 安全対策がやや不備である。 <input type="checkbox"/> 安全対策が不備である。				
		[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 <input type="checkbox"/> 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 <input type="checkbox"/> その他 （理由： _____） ※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e 評価を行う。				
		a	b	c	d	e
4. 対外関係	④対外関係	<input type="checkbox"/> 対外関係が適切である。 <input type="checkbox"/> 対外関係がほぼ適切である。 <input type="checkbox"/> 他の事項に該当しない場合。 <input type="checkbox"/> 対外関係がやや不備である。 <input type="checkbox"/> 対外関係が不備である。				
		[評価対象項目] <input type="checkbox"/> 工事施工にあたり、関係官庁等の関係機関と折衝及び調整し、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> 工事施工にあたり、地元との適切な折衝及び調整を行った。 <input type="checkbox"/> 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 <input type="checkbox"/> 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 <input type="checkbox"/> 近隣工事及び関連工事との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に寄与している。 <input type="checkbox"/> その他 （理由： _____） ※ 上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d, e 評価を行う。				
		a	b	c	d	e

工事成績評定の考査項目別運用表（水道工事）

工事名 : _____
 [記入方法] 該当する項目の□にVマークまたは、■及び・に○を記入する。

別紙-2②-1
 (課長・係長)

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	①高度技術 キーワード 評価	・施工規模の大きさへの対応 <input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、 施工深度等の規模 <input type="checkbox"/> 2. その他 (理由: _____)	【施工規模が大規模】 次に掲げる項目が、高度技術で評価できる場合が該当する。 ・切土・盛土工15万㎡<V ・護岸・築堤高10m<H ・トンネル(シールド)10m<φ ・ダム用水門 25m<設計水深 ・樋門・樋管15㎡<A ・揚排水機場2000mm<φ ・堰、水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間又は50㎡/門以上 ・トンネル(開削工法)20m<H ・トンネル(NATM)内空断面積85㎡<A ・トンネル(沈埋工法)300㎡<A ・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<H ・地滑り防止工100m<W 又は150m<L ・浚渫工100万㎡<V ・流路工500㎡<Q ・砂防ダム30m<H ・ダム高150m<H ・転流トンネル400㎡<Q ・橋梁下部工 高さ30m<H ・橋梁上部工 最大支間長100m<L ・急傾斜30m<H
		・構造物固有の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 3. 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚や トンネル線形等を含む） <input type="checkbox"/> 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 <input type="checkbox"/> 5. その他 (理由: _____)	【事例：構造物固有の施工難度と対応工法等】 ・地山強度が低い、または土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 ・砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や回道内の流水部における橋脚撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡張工事等。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 ・コンピューターシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。 ・VE提案された工法が高度技術として評価できる。 ・ケーソンの長距離回航。 ・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		・技術固有の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 6. 工種及び工法の特異性 <input type="checkbox"/> 7. 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 <input type="checkbox"/> 8. その他 (理由: _____)	・コンクリートポンプ車等の特殊な設備や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。 ・VE提案された工法が高度技術として評価できる。 ・ケーソンの長距離回航。 ・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
		・厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 9. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） <input type="checkbox"/> 10. 軟弱地盤、支持地盤の状況 <input type="checkbox"/> 11. 河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び 工事用道路・作業スペース等の制約 <input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 <input type="checkbox"/> 13. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、 海域での潮流等の影響、動植物等に対する 配慮等 <input type="checkbox"/> 14. その他 (理由: _____)	【事例：自然及び地盤条件への対応工法等】 ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く。） ・斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 ・海上、海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事、また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 ・国立公園内での工事、またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。

工事成績評定の考査項目別運用表（水道工事）

工事名：.....
 [記入方法] 該当する項目の□に√マークまたは、■及び・に○を記入する。

別紙-2②-2
 (課長・係長)

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例	
4. 高度技術	①高度技術 キーワード 評価	・厳しい周辺環境等，社会条件への対応 <input type="checkbox"/> 15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 <input type="checkbox"/> 16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 <input type="checkbox"/> 17. 周辺住民等に対する騒音・振動等防止への配慮 <input type="checkbox"/> 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁等防止への配慮 <input type="checkbox"/> 19. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約，路面覆工下，高架下等の作業スペースの制約 <input type="checkbox"/> 20. 現道上で，特に交通規制及びその処理が伴う作業 <input type="checkbox"/> 21. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策，廃棄物処理等 <input type="checkbox"/> 22. その他 (理由：)	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で，ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋または跨道橋工事。 ・市街地等の家屋密集地での，鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋または跨道橋工事。 ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で交通規制が必要な工事。 ・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり，工程の遅れを生じ，回復に機械，人員等の増強を行った工事。 ・工事期間中の大半にわたって，規制標識類の設置・撤去を日々行い，交通開放を行った工事。 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・工事の実施にあたり，各種の制約があり，工程的にも特に厳しく，施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で，監視・規制等の結果に基づき，工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・施工ヤードが狭く，高さ制限もあり，施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠，有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事で，地上・水面から10m以上，または10m以下での工事。 ・工程上，他工事の制約を受け，機械，人員の増強を行った工事。 ・その他，周辺環境又は社会条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事。	
		・施工現場での対応 <input type="checkbox"/> 23. 災害等での臨機の処置 <input type="checkbox"/> 24. 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 <input type="checkbox"/> 25. その他 (理由：)		【その他】 ・その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する技術。
		・その他 <input type="checkbox"/> 26. その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する必要がある事項 (理由：)		
	記述評価	<p style="text-align: center; font-size: 24px; margin: 0;">評 点： 点</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">※ ・高度な技術力は加点評価とする。 ・加点は+6点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目2点を目安とするが，内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。</p>	【高度技術のキーワードの詳細】	

※1. 高度な技術力とは，工事全体を通して他の類似工事に比べて，特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお，評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
 ※2. キーワード評価項目に√マークを付けた場合には，事例欄に該当するものについては・に○印（複数可）をし，事例欄にないものは記述評価の【高度技術のキーワードの詳細】欄に記述する。
 ※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に通用した本当に仔細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが，本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績評定の考査項目別運用表（水道工事）

工事名 :

別紙-2③

[記入方法] 該当する項目の□に√マークまたは、■を記入する。

(課長・係長)

考査項目	細 別	a	b	c
6. 社会性等	①地域への貢献等	<input type="checkbox"/> 地域への貢献度が高い。	<input type="checkbox"/> 地域への貢献がやや高い。	<input type="checkbox"/> 他の項目に該当しない場合。
<p>[評価対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に応報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 河川、海岸、港湾等の環境保全を具体的に実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時等に地域への援助・救護活動に積極的に協力した。</p> <p><input type="checkbox"/> 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (理由 :)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>該当項目が2個以上・・・ a 該当項目が1個・・・ b</p> </div>				

※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績評定の考査項目別運用表（水道工事）

工事名：.....
 [記入方法] 該当する項目の□にVマークまたは、■を記入する。

別紙-2④
 (課長・係長)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																	
8. 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名除外3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名除外1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名除外2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意</td> <td style="text-align: center;">-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意</td> <td style="text-align: center;">-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者の事故または公衆災害が発生したが、大事に至らなかったため、文書注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。）</td> <td style="text-align: center;">-3点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 指名除外3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 指名除外1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 指名除外2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者の事故または公衆災害が発生したが、大事に至らなかったため、文書注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。）	-3点	<input type="checkbox"/> 項目該当なし
措置内容	点数																	
<input type="checkbox"/> 1. 指名除外3ヶ月以上	-20点																	
<input type="checkbox"/> 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																	
<input type="checkbox"/> 3. 指名除外1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																	
<input type="checkbox"/> 4. 指名除外2週間以上1ヶ月未満	-10点																	
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点																	
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点																	
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者の事故または公衆災害が発生したが、大事に至らなかったため、文書注意以上の処分がなかった場合。（不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない。）	-3点																	
<p>① この項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の処置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請負契約をし、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等。 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 16. その他（理由： _____) 																		